

# **(4) 都市計画の案を作成するための 基本方針について**

## 目 次

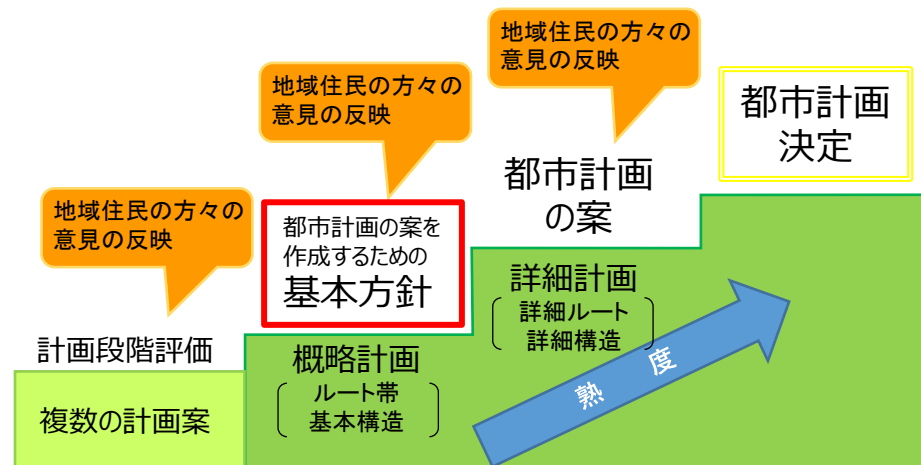
1. 「都市計画の案を作成するための基本方針」とは
2. 浜松湖西豊橋道路を都市計画に定めようとする目的

- 大規模な都市計画を定める場合には、地域住民の方々に適切な形できめ細かく情報提供していくことが、特に重要となります。
- 計画の立案段階において、「都市計画の案を作成するための基本方針」を公表することで、都市計画手続の客観性、透明性を高めるとともに、段階的に地域住民の方々の合意や意見を得ながら、計画の熟度を高めることができます。
- 基本方針内の概略の案と方法書における事業実施区域は一体のものであるため、基本方針と方法書の手続きは同時に行い、公表してまいります。そして、地域住民の方々からの意見を聴取してまいります。
- 「都市計画の案を作成するための基本方針」は、「都市計画に定めようとする目的」、「都市計画の概略の案」、「留意事項・配慮事項」から成ります。

## 「都市計画の案を作成するための基本方針」の構成

(案)

- (1) 浜松湖西豊橋道路を都市計画に  
定めようとする目的
- (2) 都市計画の概略の案
  - ・ 概略ルート、基本構造を示します
- (3) 都市計画上の留意事項、配慮事項など



(案)

**浜松湖西豊橋道路は、東名高速道路の三ヶ日ジャンクションと三河港を結び、三遠南信自動車道、東名・新東名高速道路、名豊道路と一体となって三遠地域の社会経済活動を支えるとともに、災害時における円滑な救援活動及び支援物資輸送に寄与する重要な道路です。**東三河都市計画区域マスタープランにおいては、「**県内外を連携する広域幹線道路網の充実を図るため、その整備を推進していく路線**」として位置付けています。

**本道路の整備効果**としては、「**速達性、定時性の向上**による物流支援」、「災害時における**円滑な救援等活動及び支援物資輸送**」、「広域道路ネットワークの構築による**地域間交流の促進**」、「市街地部における**安全な走行環境の確保**」などが挙げられます。

これらにより、今回、愛知県では愛知県豊橋市と静岡県湖西市の**県境から三河港までの延長約13kmの区間を、都市計画道路に定めようとするもの**です。

※静岡県側の区間については、静岡県及び浜松市において都市計画決定していく。

<参考>

## 東三河都市計画区域マスタープラン（抜粋）

### <都市づくりの目標>

- 遠州・南信州などとの圏域を超えた広域連携や奥三河と連携した広域観光の促進を図るため、新東名高速道路の活用や三遠南信自動車などの**広域幹線道路の整備促進**を目指します。
- 経済活動の効率性の向上や生産力の拡大を図るため、**広域幹線道路網の充実**や空港、港湾、高速道路インターチェンジ、産業集積地などへのアクセス道路の整備を推進します。

### <道路の方針>

南北方向のアクセス性を向上し、遠州地域と当地域の連携を強化する浜松三ヶ日・豊橋道路（現、**浜松湖西豊橋道路**）の具体化を図ります。



※浜松湖西豊橋道路の位置は本専門部会用に社会資本整備審議会道路分科会  
令和5年度第1回中部地方小委員会(R5.11.20)にて公表されたルート帯案をイメージとして表示したもの